

# 申告はお早めに・・・

国税務課 ☎72・6932

## 確定申告日程

平成24年分の所得税・住民税・消費税の申告相談を次のページのとおり実施します。

対象地区の日程に合わせてお越しくださいますようお願いいたします。

平日の申告相談に来られない方のため、2月24日①と3月9日②に休日申告相談を行います。

## 申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・会計帳簿・領収書および支払証明書、控除証明書(国民年金、農業者年金、生命保険、長期損害保険、地震保険、医療費、農業資材など)
- ・源泉徴収票
- ・心身の障がいがかかるもの

(身体障害者手帳など)

- ・肉用牛売却による免税証明書
- ・申告の内容によって所得税がかかる場合や還付になる場合がありますので、申告者全員の口座番号を控え、銀行印をお持ちください。

## 申告しなければならぬ方

平成25年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、

- ①平成24年中に、給与所得以外の所得(農業、営業、不動産、譲渡、年金など)がある方
- ②給与所得者で、年末調整が済んでいない方
- ③医療費控除や社会保険料控除(国民健康保険税や国民年金保険料など)を受けたい方
- ④初めて住宅借入金等控除を受ける方、もしくは年末調整

## 申告しなくてもよい方

整で住宅借入金等控除を受けなかった方

- ①平成24年中の所得が給与だけで、年末調整が済んでいる方(勤務先から町に給与支払報告書の提出がない方は申告が必要です)
- ②税務署において確定申告を済ませた方

## 消費税の申告について

税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税申告を受け付けます。一般課税の方は、税務署で申告をお願いします。

## 農家の皆さんへ

申告には、平成24年分農業

経営状況調査票(集落農政推進協議会長から配布されたもの)に必要事項を記入の上、お持ちいただくこと、申告相談にかかる時間が短縮できます。

## 確定申告はe-Taxで

### ●e-Taxってなに？

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請、届け出などができる便利なシステムです。

### ●e-Taxのメリット

- ①最高3,000円の税額控除
- 平成24年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。
- ※平成19、20、21、22、23年分いずれかの確定申告で控除を受けた方は受けられません。

### ②添付書類を提出省略

e-Taxで確定申告を行った場合、医療費の領収書や源泉徴収票などの提出や提示を省略することができます。

### ③還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申

告は早期処理されます。④24時間受け付け

所得の申告については、1月15日③日から申告期限の3月15日④まで、メンテナンス時間を除き、24時間e-Taxの利用が可能です。

\*e-Taxについては、国税庁ホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。税務課にパンフレットがありますので、ご利用ください。

## 郡山税務署からのお知らせ

郡山税務署の確定申告会場については、今年も喜久田町「東北総合卸センター協同組合イベントホール」に開設します。

来場される際には、前年分の申告書などの控えをご持参ください。

### ■期間

2月1日③から3月15日④まで(⑤(祝)を除く)

### ■受付時間

午前9時30分から午後4時まで

### ■問郡山税務署

☎024・932・2041